山梨県貴金属製品製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　山梨県の区域内で貴金属製品製造業に係る業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、作業工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品　　目	作　　業　　工　　程	金　　額
ピアス （プレス製に限る）	ろう付け	１か所につき ９円50銭
	石留め（爪留め）	１個につき　　13円
リング ペンダント ブローチ イヤリング ピアス	ワックスパターン取り （ゴム型に中子が発生しないもの）	１個につき ９円50銭

備考　品目は、いずれも金製品及び銀製品に限る。

4　効力発生の日　令和７年４月30日